

負担限度額認定の適用要件が変更になりました

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、原則利用者による自己負担となりますが、負担限度額認定の要件に該当する方につきましては、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの費用については、特定入所者介護（予防）サービス費として、白岡市が直接支払うことで負担の軽減を行っています。

介護保険法の改正に伴いまして、令和3年8月以降も継続して軽減を受けるためには、次の要件を満たしている必要があります。

【認定要件】

負担段階	所得要件			預貯金などの資産要件 ※1※2
第1段階	・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者			単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	公的年金収等収入金額 （非課税年金を含む。） ＋ その他の 合計所得金額が	80万円以下の人	単身 650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階			80万円超120万円以下の人	単身 550万円以下 夫婦1,550万円以下
第4段階			120万円超の人	単身 500万円以下 夫婦1,500万円以下

※1…預貯金（普通・定期）や有価証券等をいいます。主な例は下表のとおりです。

※2…夫婦は、住民票上、施設入所などで別世帯の場合も含まれます。

【預貯金の例】

預貯金等の資産（例）	申請に必要な書類（例）
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（記帳して最新のページ） （インターネットバンクであれば口座残高最新ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告
負債（住宅ローン等）	残高証明書等

★申請書を提出する際には、預貯金等の資産の額を証する書類をご用意いただく必要があります。

上記の要件を満たしているかたは、更新の手続きが必要ですので、裏面を参考に、高齢介護課の窓口で申請してください。

申請に必要なもの

●介護保険負担限度額認定申請書・同意書

●本人と配偶者の預貯金等の資産の額を証する書類の写し(表面を参照してください)

※銀行名・支店名・口座種別・口座番号・名義・最終残高(2ヶ月前から最終残高のページが記帳されたもの)がわかるようにしてください。

●本人と配偶者の個人番号が確認できるもの及び本人確認書類

※本人以外が申請する場合は、申請するかたの本人確認書類もお持ちください。

○申請にあたってのお願い

本人や配偶者、同一世帯のかたの住民税の申告がされていないと、軽減を受けることができません。

申告がお済みでないかたは、お早めに手続きをお願いいたします。

○なお、要件を満たしていないかたが、今後要件を満たした場合は、申請できます。

申請受付窓口

〒349-0292 白岡市千駄野432番地

白岡市健康福祉部高齢介護課 介護認定給付担当

電話 0480-92-1111 内線176・179